

トイレに流せると標榜する不織布製品の 評価及び表示に関する自主基準

作成：令和4年9月9日

(一社) 日本衛生材料工業連合会
日本清浄紙綿類工業会

目次

序文.....	2
1. 目的	2
2. 適用製品	2
3. 水解の定義	2
4. 製品の水解性能基準.....	2
5. 製品の安全性基準	2
6. 表示基準.....	2
6.1. 表示項目	3
6.2. 規制項目	3
7. 運用	3
7.1. 水解性能基準の確認と成績書の保管.....	3
7.2. 市買調査.....	3

序文

近年、消費者ニーズの多様化に伴い、「トイレに流せる」と標榜するウエットワイパー類は日常生活で広く使用されるようになってきている。そこで、日本清浄紙綿類工業会（以下、日清工という）では、消費者がトイレに流せると標榜するウエットワイパー類をより安心して使用できるよう、「トイレに流せると標榜する不織布製品の自主基準（以下、本自主基準という）」を新たに制定した。

そして本自主基準は、日清工が定める「ウエットワイパー類の自主基準」が対象とするウエットワイパー類に適用される。

1. 目的

本自主基準は、トイレに流せる不織布製品において、基本的な性能試験方法・性能基準を定め、製品の一定の性能を担保することを目的とする。

2. 適用製品

本自主基準の性能評価方法は、トイレに流せると標榜する不織布製のウエットワイパー類に適用される。

3. 水解の定義

- ・説明書に従って使用すれば、トイレおよび正しく整備された排水管システムからきちんと排出されること。
- ・正しく整備された排水搬送システムを通り抜け、システムの流れの妨害や詰まりその他の問題の原因になることなく、排水処理施設・再利用・廃棄システムに適合すること。
- ・オンサイトおよび自治体の排水処理施設から流出しても見つけることができず、土壤に環される消化スラッジに流れ込んでも見つけることができないこと。

4. 製品の水解性能基準

トイレに流せると標榜する不織布製品を製造又は販売する者は、製品の性能を本自主基準で定める試験方法で、自らが実施又は第三者機関等への委託のいずれかにより、下記性能基準を満たしていることを確認しなければならない。

- EDANA/INDA トイレに流せると標榜する不織布製品の評価（最新版）に適合する
または
- JIS P4501 に適合する

5. 製品の安全性基準

トイレに流せると標榜する不織布製品を製造又は販売する者は、日清工が別途定める「ウエットワイパー類の自主基準」等で規定される安全・衛生自主基準を遵守すると共に、配合成分についても、原料メーカーからの安全性データまたは自社データにより、その安全性を確認しなければならない。また、必要に応じ、最終製品での試験を実施し製品の安全性を確認すること。

6. 表示基準

トイレに流せると標榜する不織布製品を製造又は販売する者は、日清工が別途定める「ウエットワイパー類の自主基準」等で規定される表示・広告自主基準と共に、下記項目も遵守しなければならない。

6.1. 表示項目

「詰まりを避けるため1～2枚ずつ流してください」

「大の水量で流してください」

(その他必要な注意表示の追加は可とする)

目立たせる方法の例：

- ・背景色や他の注意書きの文字と違う色
あるいは、違う字体
あるいは、違う大きさ
- ・他の注意書きと同列に記載する場合、位置は注意書きの冒頭（一番初め）、あるいは最後（一番最後）に記載する

6.2. 規制項目

以下に例示する表現や類似の表現をしてはならない。

また製品の容器または被包の他、パンフレット、広告、ホームページ等に以下の字句、イラスト、図案及び写真を表示してはならない。

「EDANA 試験合格」

「日清工承認」

「配管流通性、基布分散性を強調する表現、絵、マーク」

7. 運用

7.1. 水解性能基準の確認と成績書の保管

トイレに流せると標榜する不織布製品を製造又は販売する者は、当該製品の性能試験を下記条件に該当する試験機関（認定試験機関）で試験を行い、性能を証明する試験成績書にて性能基準を満たしていることを確認すること。また、当該試験成績書は事前に日衛連事務局に提出すること。

認定試験機関：

- アメリカ（EDANA FG501、FG502、FG503、FG504、FG506、FG507）
- フランス（EDANA FG501、FG502、FG503、FG504、FG506、FG507）
- （一財）日本文化用品安全試験所（EDANA FG502）
- 日清工が認めた試験機関は、ホームページにて公開する。

7.2. 市買調査

日清工は、トイレに流せると標榜する不織布製品を無作為に選択し、当該製品を製造している会社に適時データの提出を求める。また、市場のトイレに流せると標榜する不織布製品を無作為に選択し、水解性能を第三者試験機関で評価する。

以上

付則 令和4年9月9日 制定